

四半期報告書

(第152期第3四半期)

自 平成29年10月1日
至 平成29年12月31日

日本板硝子株式会社

(E 0 1 1 2 1)

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月6日
【四半期会計期間】	第152期第3四半期（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）
【会社名】	日本板硝子株式会社
【英訳名】	Nippon Sheet Glass Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役代表執行役社長兼CEO 森 重樹
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	(03)5443-9523
【事務連絡者氏名】	経理部 竹尾 慎二
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	(03)5443-9523
【事務連絡者氏名】	経理部 竹尾 慎二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	11
(4) ライツプランの内容	11
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	11
(6) 大株主の状況	11
(7) 議決権の状況	12
2 役員の状況	12

第4 経理の状況

1 要約四半期連結財務諸表	
(1) 要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書	14
要約四半期連結損益計算書	14
要約四半期連結包括利益計算書	16
(2) 要約四半期連結貸借対照表	18
(3) 要約四半期連結持分変動計算書	20
(4) 要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書	21
(5) 要約四半期連結財務諸表注記	22
2 その他	34

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第151期 第3四半期 連結累計期間	第152期 第3四半期 連結累計期間	第151期
会計期間	自 2016年 4月1日 至 2016年 12月31日	自 2017年 4月1日 至 2017年 12月31日	自 2016年 4月1日 至 2017年 3月31日
売上高 (第3四半期連結会計期間)	(百万円) 430,725 (140,927)	(百万円) 449,417 (152,428)	580,795
税引前四半期利益又は税引前利益 (第3四半期連結会計期間)	(百万円) 12,475 (1,609)	(百万円) 13,970 (4,644)	14,751
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)利益 (△は損失) (第3四半期連結会計期間)	(百万円) 4,614 (373)	(△1,693) (△6,571)	5,605
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)包括利益 (第3四半期連結会計期間)	(百万円) △12,017 (39,238)	(百万円) 10,835 (△7,022)	△18,100
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円) 91,176	(百万円) 135,050	124,146
総資産額	(百万円) 777,238	(百万円) 782,042	790,192
親会社所有者帰属持分比率	(%) 11.7	(%) 17.3	15.7
親会社の所有者に帰属する基本的1株当たり 四半期(当期)利益(△は損失) (第3四半期連結会計期間)	(円) 51.07 (4.13)	(△33.73) (△77.71)	62.04
親会社の所有者に帰属する希薄化後1株当たり 四半期(当期)利益(△は損失) (第3四半期連結会計期間)	(円) 50.82 (4.12)	(△33.73) (△77.71)	61.49
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円) 7,873	(百万円) 6,515	30,429
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円) △4,680	(百万円) △17,016	△10,152
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円) 3,908	(△24,588)	16,398
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(百万円) 51,630	(百万円) 46,492	79,808

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 上記指標は、国際会計基準(IFRS)により作成された四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。
4. 2016年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しています。前連結会計年度(2017年3月期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「親会社の所有者に帰属する基本的1株当たり四半期(当期)利益(△は損失)」及び「親会社の所有者に帰属する希薄化後1株当たり四半期(当期)利益(△は損失)」を算定しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当社グループが前事業年度の有価証券報告書で開示した事業等のリスクの分析につきましては、当第3四半期連結累計期間においても引き続き有効なものと考えております。当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更等はありません。

また、当社グループが将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は、当第3四半期連結累計期間においては存在しておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。全ての財務数値は、国際会計基準（IFRS）ベースで記載しております。

（1）業績の状況

当第3四半期において、当社グループの大部分の地域では、市場は安定的に、あるいは改善しつつ推移しました。欧州では、建築用ガラス市場は好調が続き、良好な需要環境により価格は安定的に推移しました。自動車用ガラス市場は、世界経済危機前である2007年のピークレベルには至らないものの、好調を持続しました。日本では、建築用ガラス市場は住宅着工件数の減少等の影響を受けて低調に推移しました。一方で、自動車用ガラス市場は、自動車販売の増加を受けて好調でした。北米では、建築用ガラス市場は好調でした。自動車用ガラス市場は前年同期をわずかに下回りました。南米では、累計自動車販売が過去最高であった時期に比べればなお下回っているものの、当四半期において自動車ガラス市場は改善が続きました。高機能ガラス市場は、当社グループの多くの製品分野において需要が増加しました。

当第3四半期連結累計期間において、売上高は前年同期を上回り、個別開示項目前営業利益も前年同期より改善しました。個別開示項目及びピルキントン買収に係る償却費控除前ベースの営業利益は、274億円（前年同期は228億円）となりました。これに加えて、ピルキントン買収に係る償却費が減少したため、償却費控除後の営業利益（個別開示項目前営業利益）は259億円（前年同期は201億円）となり、前年同期より29%増加しました。一方で、親会社の所有者に帰属する四半期損益は、17億円の損失（前年同期は46億円の利益）となりました。これは、2017年12月27日付で公表の通り、米国における税制改革法の成立に伴い、米国の現行法人税率35%が2018年より21%に引き下げられたことを受けて、繰延税金資産の取り崩しにより一時的な法人所得税費用96億円が発生したことによるものです。なお、見直しによる連結損益計算書上の法人所得税の増加は、税率変更に伴う一時的な会計処理であり、キャッシュとしての税金支払義務が増加するものではありません。今般の米国の法人所得税率の引き下げにより、将来の当社グループの税金費用が削減されるものと考えております。

当社グループの事業は、建築用ガラス事業、自動車用ガラス事業、高機能ガラス事業の3種類のコア製品分野からなっています。

「建築用ガラス事業」は、建築材料市場向けの板ガラス製品及び内装外装用加工ガラス製品を製造・販売しております、当第3四半期連結累計期間における当社グループの売上高の内、41%を占めています。ソーラー・エネルギー（太陽電池用ガラス）事業も、ここに含まれています。

「自動車用ガラス事業」は、新車組立用及び補修用市場向けに種々のガラス製品を製造・販売しており、当社グループの売上高のうち51%を占めています。

「高機能ガラス事業」は、当社グループの売上高のうち8%を占めており、小型ディスプレイ用の薄板ガラス、プリンター向けレンズ及び光ガイドの製造・販売、並びに電池用セパレーターやエンジン用タイミングベルト部材などのガラス繊維製品の製造・販売など、様々な事業からなっています。

セグメント別の業績概要は下表の通りです。

(単位：百万円)

	売上高		個別開示項目前営業利益	
	当第3四半期 連結累計期間	前第3四半期 連結累計期間	当第3四半期 連結累計期間	前第3四半期 連結累計期間
建築用ガラス事業	182,507	178,080	20,462	20,738
自動車用ガラス事業	229,592	217,898	7,662	7,816
高機能ガラス事業	36,685	34,418	4,928	436
その他	633	329	△7,141	△8,926
合計	449,417	430,725	25,911	20,064

建築用ガラス事業

当第3四半期連結累計期間における建築用ガラス事業の売上高は、欧州における売上高の増加や円安に伴う為替換算の影響により、前年同期より増加しました。営業利益は、欧州の業績改善の効果や円安に伴う為替換算影響が、欧州以外の地域における販売数量の減少影響を打ち消しており、前年同期並みとなりました。

欧州における建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の39%を占めています。好調な需要により市場は改善が続いており、価格は安定的に推移し、売上高及び営業利益は前年同期を上回りました。また、イタリア ベニス工場のフロート窯が、当第3四半期において再稼働しました。

日本における建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の27%を占めています。住宅着工件数の減少等を反映し、売上高は前年同期をわずかに下回りました。市場数量の減少や第1四半期に発生した一過性の費用の影響により、業績は低調に推移しました。

北米における建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の13%を占めています。売上高及び営業利益は、前年同期を下回りました。2017年5月12日付けで公表の通りオタワ工場（米国イリノイ州）においてフロート窯の修繕（冷修）が行われたため、北米における当社グループの生産能力は一時的に減少しています。既存の建築用ガラス製品の出荷は好調であった一方で、太陽電池用ガラスの売上は、主要顧客における設備切り替えの影響で低調でした。なお、オタワ工場のフロート窯は当第3四半期末から再稼働しました。

その他の地域では、太陽電池用ガラスの売上高が、主要顧客における設備切り替えの影響を受けたものの、各国の国内向け市場は堅調に推移しました。

以上より、建築用ガラス事業では、売上高は1,825億円、個別開示項目前営業利益は205億円となりました。

自動車用ガラス事業

当第3四半期連結累計期間における自動車用ガラス事業の売上高は、前年同期を上回りました。営業利益は、欧州での好調な業績を、日本及び北米の利益減少が打ち消した形となり、前年同期並みとなりました。

欧州における自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の44%を占めています。当社グループの新車向けガラス（OE）部門では、販売数量が市場の改善により堅調に推移しました。同時に、高付加価値製品の販売数量が増加したことやコスト削減効果が引き続き発現したことを受け、営業利益も改善しました。補修用ガラス（AGR）部門の営業利益も安定的に推移しました。

日本における自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の18%を占めています。自動車販売の増加傾向を反映し、売上高は前年同期よりわずかながら増加しました。OE部門の営業利益は前年を下回りましたが、AGR部門の営業利益は前年同期より増加しました。

北米における自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の27%を占めています。市場数量がわずかに減少したため、現地通貨ベースの売上高及び営業利益は前年同期より減少しました。

その他の地域では、南米市場の改善が引き続き見られました。

以上より、自動車用ガラス事業では、売上高は2,296億円、個別開示項目前営業利益は77億円となりました。

高機能ガラス事業

当第3四半期連結累計期間における高機能ガラス事業の売上高は、前年同期を上回りました。営業利益は、複数の事業分野において販売数量が増加したことに加えて、コスト削減の継続や有形固定資産の売却による効果もあり、前年同期より改善しました。

ディスプレイ事業では、業績の改善が継続しており、一部製品では価格改善の兆しも見られます。多機能プリンター向け部材の需要は、今年度に入り堅調に推移しています。エンジン・タイミングベルト用グラスコードの販売数量は、自動車市場の状況を反映し堅調に推移しました。電池用セパレーターも販売数量が増加し業績は好調に推移しました。

以上より、高機能ガラス事業では、売上高は367億円、個別開示項目前営業利益は49億円となりました。

その他

この分野には、全社費用、連結調整、前述の各セグメントに含まれない小規模な事業、並びにピルキントン社買収に伴い認識された無形資産の償却費が含まれています。当第3四半期連結累計期間のその他における営業損失は、主として前述した無形資産の償却費が減少したため、前年同期より縮小しました。

以上より、その他では、売上高は6億円、個別開示項目前営業損失は71億円となりました。

持分法適用会社

当第3四半期連結累計期間における持分法による投資損益は、前年同期より改善しました。主に当社グループのブラジルにおけるジョイント・ベンチャーであるCebrace社の利益が前年同期よりも増加したことが投資損益の改善につながりました。

以上により、持分法による投資利益は17億円（前年同期は8億円）となりました。

参考までに、所在地別の業績は以下の通りです。

欧州は、当第3四半期連結累計期間の売上高が、円安に伴う為替換算の影響により前年同期より146億円増加し1,771億円となりました。個別開示項目前営業利益は、全ての事業において改善した結果、前年同期より60億円増加し100億円となりました。

日本は、当第3四半期連結累計期間の売上高が、前年同期より9億円増加し1,100億円となりました。個別開示項目前営業利益は、高機能ガラス事業の損益改善の効果が大きく寄与した結果、前年同期より13億円改善し20億円となりました。

北米は、当第3四半期連結累計期間の売上高が、主として建築用ガラス事業における販売数量の減少により、前年同期より15億円減少し856億円となりました。個別開示項目前営業利益は、建築用ガラス及び自動車用ガラス両事業における販売数量の減少により、前年同期より14億円減少し53億円となりました。

その他の地域は、当第3四半期連結累計期間の売上高が、前年同期より47億円増加し767億円となりました。個別開示項目前営業利益は、自動車用ガラス及び高機能ガラス両事業の損益改善の効果が建築用ガラス事業の損益悪化の影響を吸収しきれず、前年同期より1億円減少し86億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、65億円のプラスとなりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出が234億円となったこともあり、170億円のマイナスとなりました。以上より、フリー・キャッシュ・フローは105億円のマイナスとなりました。

(3) 経営方針、経営戦略並びに事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略並びに事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更等はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動について重要な変更はありません。

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費は、69億円となりました。事業別の内訳は、建築用ガラス事業にて20億円、自動車用ガラス事業にて22億円、高機能ガラス事業にて16億円、その他において11億円となっております。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

2017年12月末時点の総資産は7,820億円となり、2017年3月末から82億円減少しました。

当社グループの資本の源泉としては、事業活動からの営業キャッシュ・フロー、銀行からの借入金、社債、ファイナンス・リース契約、又は資本が挙げられます。2017年12月末現在、当社グループの総借入残高の構成割合は、銀行からの借入金が約96%、社債が約4%となっております。

当社グループは、最適な調達方法と調達期間の組み合わせにより、適切なコストで安定的に資金を確保することを、資金調達の基本方針としております。

2017年12月末時点のネット借入残高は、2017年3月末より215億円増加し、3,348億円となりました。このネット借入の増加は、主として運転資本の季節的な増加によるものであります。円安に伴う為替換算の影響102億円も含んでおります。2017年12月末時点の総借入残高は3,879億円となりました。2017年12月末時点で、当社グループは未使用の融資枠を773億円保有しております。

2017年12月末時点の資本合計は、当第3四半期連結累計期間において円安に伴う為替換算の影響により、2017年3月末より101億円増加し、1,438億円となりました。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	177,500,000
A種種類株式	40,000
計	177,500,000

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は177,540,000株であり、当社定款に定める発行可能株式総数177,500,000株を超過しますが、発行可能種類株式総数の合計が発行可能株式総数以下であることにつきましては、会社法上要求されておりません。

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2017年12月31日)	提出日現在発行数 (株)(注1) (2018年2月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内 容
普通株式	90,417,899	90,437,399	東京証券取引所第一部	単元株式数 100株(注2)
A種種類株式	40,000	40,000	非上場	単元株式数 1株(注3)
計	90,457,899	90,477,399	—	—

(注) 1. 提出日現在の発行数には、2018年2月1日からこの四半期報告書提出日の新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 完全議決権株式であり、権利内容に特に限定のない当社における標準となる株式であります。

3. A種種類株式の内容は以下の通りであります。

1. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。）に対し、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当金の額は、配当基準日が2018年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、1,000,000円（以下、「払込金額相当額」という。）に、4.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2018年4月1日以降に開始し2020年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、5.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2020年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、6.5%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2017年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、2017年3月31日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数（但し、当該配当基準日が2017年3月末日に終了する事業年度に属する場合、かかる実日数から1日を減算する。）につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剩余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剩余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剩余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剩余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剩余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本(4)において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本(4)において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がA種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が2018年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率4.5%の利率で、当該事業年度が2018年4月1日以降に開始し2020年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率5.5%の利率で、当該事業年度が2020年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率6.5%の利率で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本(4)に従い累積する金額（以下、「A種累積未払配当金相当額」という。）については、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記9.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剩余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剩余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。

3. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、2017年4月1日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下、「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

なお別途、A種種類株式発行にかかる引受契約書において、A種種類株主は、原則として2020年7月1日以後においてのみ普通株式対価取得請求ができるものと定められており、一定の事由に該当する場合に限り、2020年7月1日の到来前であっても当該普通株式対価取得請求ができるものと定められている。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に下記に定める普通株式対価取得プレミアムを乗じて得られる額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

「普通株式対価取得プレミアム」とは、普通株式対価取得請求の効力が生ずる日が以下の各号のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

- ① 2017年4月1日から2017年6月30日まで : 1.05
- ② 2017年7月1日から2018年6月30日まで : 1.08
- ③ 2018年7月1日から2019年6月30日まで : 1.15
- ④ 2019年7月1日から2020年6月30日まで : 1.22
- ⑤ 2020年7月1日から2021年6月30日まで : 1.29
- ⑥ 2021年7月1日から2022年6月30日まで : 1.36
- ⑦ 2022年7月1日以降 : 1.43

(3) 当初取得価額

846.5円

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。

なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{合併前発行済普通株式数}}{\text{合併後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数})}{\text{普通株式 1 株当たりの時価}} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{普通株式 1 株当たりの時価}} \times \frac{\text{1 株当たり払込金額}}{\text{普通株式 1 株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(5) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(6) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

5. 金銭を対価とする取得条項

当社は、2018年4月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部（但し、一部の取得は、1,000株の整数倍の株数に限り、かつ、当該取得後におけるA種種類株主の保有するA種種類株式の合計数が4,000株以上となる場合に限る。）を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本5.においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

- | | |
|---------------------------|--------|
| ① 2018年4月1日から2018年6月30日まで | : 1.08 |
| ② 2018年7月1日から2019年6月30日まで | : 1.15 |
| ③ 2019年7月1日から2020年6月30日まで | : 1.22 |
| ④ 2020年7月1日から2021年6月30日まで | : 1.29 |
| ⑤ 2021年7月1日から2022年6月30日まで | : 1.36 |
| ⑥ 2022年7月1日以降 | : 1.43 |

6. 謙渡制限

A種種類株式を謙渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

7. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 優先順位

- (1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- (2) A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

11. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したためです。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年10月1日～ 2017年12月31日 (注)	10,000	90,457,899	1	116,493	1	44,815

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2017年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

(2017年12月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
議決権制限株式	A種種類株式 40,000	—	(1) [株式の総数等]に記載の通り
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 13,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 90,152,100	901,521	—
単元未満株式	普通株式 242,699	—	—
発行済株式総数	90,447,899	—	—
総株主の議決権	—	901,521	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の中には、証券保管振替機構名義株式が100株(議決権1個)含まれております。

②【自己株式等】

(2017年12月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
日本板硝子㈱	東京都港区三田 三丁目5番27号	13,100	—	13,100	0.01
計	—	13,100	—	13,100	0.01

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（2017年10月1日から2017年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（2017年4月1日から2017年12月31日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書】

【要約四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	当第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	前第3四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)
売上高	(5) (e)	449,417	430,725
売上原価		△330,141	△319,625
売上総利益		119,276	111,100
他の収益		1,984	1,293
販売費		△40,336	△38,802
管理費		△49,523	△47,358
他の費用		△5,490	△6,169
個別開示項目前営業利益	(5) (e)	25,911	20,064
個別開示項目	(5) (f)	△2,543	5,424
個別開示項目後営業利益		23,368	25,488
金融収益	(5) (g)	749	921
金融費用	(5) (g)	△11,880	△14,690
持分法による投資利益		1,733	756
税引前四半期利益		13,970	12,475
法人所得税	(5) (h)	△4,745	△6,537
米国連邦法人税率の変更に伴う調整額		△9,590	—
四半期利益（△は損失）		△365	5,938
非支配持分に帰属する四半期利益		1,328	1,324
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (△は損失)		△1,693	4,614
△365		5,938	
親会社の所有者に帰属する1株当たり 四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益 (△は損失) (円)	(5) (i)	△33.73	51.07
希薄化後1株当たり四半期利益 (△は損失) (円)	(5) (i)	△33.73	50.82

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	注記	当第3四半期連結会計期間 (自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)	前第3四半期連結会計期間 (自 2016年10月1日 至 2016年12月31日)
売上高	(5) (e)	152,428	140,927
売上原価		△112,160	△103,932
売上総利益		40,268	36,995
その他の収益		617	383
販売費		△13,645	△12,980
管理費		△17,270	△16,150
その他の費用		△1,782	△1,679
個別開示項目前営業利益	(5) (e)	8,188	6,569
個別開示項目	(5) (f)	△783	△972
個別開示項目後営業利益		7,405	5,597
金融収益	(5) (g)	306	235
金融費用	(5) (g)	△3,804	△4,713
持分法による投資利益		737	490
税引前四半期利益		4,644	1,609
法人所得税	(5) (h)	△1,079	△785
米国連邦法人税率の変更に伴う調整額		△9,590	—
四半期利益（△は損失）		△6,025	824
非支配持分に帰属する四半期利益		546	451
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (△は損失)		△6,571	373
△6,025		△6,025	824
親会社の所有者に帰属する1株当たり 四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益 (△は損失) (円)	(5) (i)	△77.71	4.13
希薄化後1株当たり四半期利益 (△は損失) (円)	(5) (i)	△77.71	4.12

【要約四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	前第3四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)
四半期利益（△は損失）	△365	5,938
他の包括利益：		
純損益に振り替えられない項目		
確定給付制度の再測定 (法人所得税控除後)	△1,851	△4,590
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する 持分金融商品の公正価値の純変動 (法人所得税控除後)	△5,693	△6,730
純損益に振り替えられない項目合計	△7,544	△11,320
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	18,631	△8,829
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する その他の金融資産の公正価値の純変動 (法人所得税控除後)	△274	71
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の 純変動 (法人所得税控除後)	1,359	3,447
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	19,716	△5,311
他の包括利益合計 (法人所得税控除後)	12,172	△16,631
四半期包括利益合計	11,807	△10,693
非支配持分に帰属する四半期包括利益	972	1,324
親会社の所有者に帰属する四半期包括利益	10,835	△12,017
	11,807	△10,693

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間 (自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)	前第3四半期連結会計期間 (自 2016年10月1日 至 2016年12月31日)
四半期利益（△は損失）	△6,025	824
他の包括利益：		
純損益に振り替えられない項目		
確定給付制度の再測定 (法人所得税控除後)	△1,120	△547
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する 持分金融商品の公正価値の純変動 (法人所得税控除後)	△2,271	634
純損益に振り替えられない項目合計	△3,391	87
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額		
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する その他の金融資産の公正価値の純変動 (法人所得税控除後)	2,436	37,816
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の 純変動 (法人所得税控除後)	△212	△207
	596	2,261
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	2,820	39,870
他の包括利益合計 (法人所得税控除後)	△571	39,957
四半期包括利益合計	△6,596	40,781
非支配持分に帰属する四半期包括利益		
親会社の所有者に帰属する四半期包括利益	426	1,543
	△7,022	39,238
	△6,596	40,781

(2) 【要約四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (2017年12月31日)	前連結会計年度末 (2017年3月31日)
資産		
非流動資産		
のれん	116,666	105,972
無形資産	59,537	56,288
有形固定資産	257,562	245,157
投資不動産	580	523
持分法で会計処理される投資	15,328	13,773
退職給付に係る資産	23,781	19,227
売上債権及びその他の債権	16,566	18,440
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産	19,504	26,568
デリバティブ金融資産	617	248
繰延税金資産	33,038	41,622
	543,179	527,818
流動資産		
棚卸資産	113,242	105,514
未成工事支出金	799	625
売上債権及びその他の債権	72,157	69,654
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産	103	572
デリバティブ金融資産	674	963
現金及び現金同等物	51,888	84,920
	238,863	262,248
売却目的で保有する資産	—	126
	238,863	262,374
資産合計	782,042	790,192

当第3四半期連結会計期間末
(2017年12月31日)前連結会計年度末
(2017年3月31日)

負債及び資本

流動負債

社債及び借入金	110,057	78,417
デリバティブ金融負債	1,511	1,393
仕入債務及びその他の債務	117,932	126,591
引当金	13,162	14,091
繰延収益	3,374	2,733
	246,036	223,225

非流動負債

社債及び借入金	275,436	317,981
デリバティブ金融負債	930	1,595
仕入債務及びその他の債務	464	1,979
繰延税金負債	15,666	15,005
退職給付に係る負債	75,024	70,826
引当金	16,041	16,903
繰延収益	8,687	8,970
	392,248	433,259
負債合計	638,284	656,484

資本

親会社の所有者に帰属する持分

資本金	116,493	116,463
資本剰余金	166,609	166,578
利益剰余金	△63,190	△59,646
利益剰余金 (IFRS移行時の累積換算差額)	△68,048	△68,048
その他の資本の構成要素	△16,814	△31,201
親会社の所有者に帰属する持分合計	135,050	124,146
非支配持分	8,708	9,562
資本合計	143,758	133,708
負債及び資本合計	782,042	790,192

(3) 【要約四半期連結持分変動計算書】

(単位：百万円)

	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	利益剩余 金（IFRS 移行時の 累積換算 差額）	その他の 資本の 構成要素	親会社の所 有者に帰属 する持分合 計	非支配 持分	資本合計
2017年4月1日残高	116,463	166,578	△59,646	△68,048	△31,201	124,146	9,562	133,708
四半期包括利益合計			△3,544		14,379	10,835	972	11,807
剰余金の配当						—	△1,826	△1,826
新株予約権の増減	30	31			10	71		71
自己株式の取得及び処分					△2	△2		△2
2017年12月31日残高	116,493	166,609	△63,190	△68,048	△16,814	135,050	8,708	143,758

(単位：百万円)

	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	利益剩余 金（IFRS 移行時の 累積換算 差額）	その他の 資本の 構成要素	親会社の所 有者に帰属 する持分合 計	非支配 持分	資本合計
2016年4月1日残高	116,449	127,511	△63,502	△68,048	△9,301	103,109	8,902	112,011
四半期包括利益合計			24		△12,041	△12,017	1,324	△10,693
剰余金の配当						—	△713	△713
新株予約権の増減	9	△16	76		17	86		86
自己株式の取得及び処分					△2	△2		△2
利益剰余金から 資本剰余金への振替		25	△25			—		—
2016年12月31日残高	116,458	127,520	△63,427	△68,048	△21,327	91,176	9,513	100,689

(4) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

注記	当第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	前第3四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業活動による現金生成額	(5) (k) 19,365	22,898
利息の支払額		△8,995 △12,457
利息の受取額		716 827
法人所得税の支払額		△4,571 △3,395
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,515	7,873
投資活動によるキャッシュ・フロー		
持分法適用会社からの配当金受領額	590	17
ジョイント・ベンチャー及び 関連会社の取得による支出	△575	—
ジョイント・ベンチャー及び 関連会社の売却による収入	—	2,005
有形固定資産の取得による支出	△23,391	△16,914
有形固定資産の売却による収入	2,773	8,871
無形資産の取得による支出	△1,243	△968
無形資産の売却による収入	564	46
その他の包括利益を通じて公正価値を 測定する金融資産の購入による支出	△206	△6
その他の包括利益を通じて公正価値を 測定する金融資産の売却による収入	4,071	1,952
貸付金による支出	△366	△376
貸付金の返済による収入	566	639
その他	201	54
投資活動によるキャッシュ・フロー	△17,016	△4,680
財務活動によるキャッシュ・フロー		
非支配持分株主への配当金の支払額	△1,826	△713
社債償還及び借入金返済による支出	△49,716	△93,399
社債発行及び借り入れによる収入	26,959	98,022
その他	△5	△2
財務活動によるキャッシュ・フロー	△24,588	3,908
現金及び現金同等物の増減額	△35,089	7,101
現金及び現金同等物の期首残高	(5) (1) 79,808	46,162
現金及び現金同等物に係る換算差額		1,773 △1,633
現金及び現金同等物の四半期末残高	(5) (1) 46,492	51,630

(5) 【要約四半期連結財務諸表注記】

(a) 報告企業

当社及び連結子会社（以下、当社グループ）は、建築用及び自動車用ガラスの生産・販売における世界的なリーディング・カンパニーであると共に、様々なハイテク分野で活躍する高機能ガラス事業を展開しております。当社グループの親会社である日本板硝子株式会社は、日本に所在する企業であり、東京証券取引所にて株式を上場しております。当社の登記されている本社の住所は、東京都港区三田三丁目5番27号です。

(b) 作成の基礎

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下、四半期連結財務諸表規則）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

当社は、四半期連結財務諸表規則第1条の2に定める要件を満たしており、同条に定める指定国際会計基準特定会社に該当いたします。

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、投資不動産、デリバティブ金融資産及び負債、その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産を除き、取得原価を基礎として作成されております。

本要約四半期連結財務諸表は、2018年2月6日に当社取締役代表執行役社長兼CEO森 重樹及び当社最高財務責任者である取締役代表執行役副社長兼CFO諸岡 賢一によって承認されております。

要約四半期連結財務諸表の表示通貨は日本円であり、特に注釈の無い限り、百万円単位での四捨五入により表示しております。

(c) 重要な会計方針

本要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、前連結会計年度（2017年3月期）に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

(d) 重要な会計上の見積り、判断及び仮定

当社グループは、将来に関する見積り及び仮定の設定を行っております。会計上の見積りの結果は、その定義上、関連する実際の結果と異なることがあります。

本要約四半期連結財務諸表における重要な会計上の見積り及び仮定は、前連結会計年度（2017年3月期）に係る連結財務諸表と同様であります。

見積り及び判断は、継続的に評価され、過去の経験及び他の要因（状況により合理的であると認められる将来事象の発生見込みを含む）に基づいております。

(e) セグメント情報

当社グループはグローバルに事業活動を行っており、以下の報告セグメントを有しております。

建築用ガラス事業は、建築材料市場向けの板ガラス製品及び内装外装用加工ガラス製品を製造・販売しております。このセグメントには、太陽電池用ガラス事業も含まれます。

自動車用ガラス事業は、新車組立用及び補修用市場向けに種々のガラス製品を製造・販売しております。

高機能ガラス事業は、小型ディスプレイ用の薄板ガラス、プリンター向けレンズ及び光ガイドの製造・販売、並びに電池用セパレーターやエンジン用タイミングベルト部材などのガラス繊維製品の製造・販売など、様々な事業からなっています。

その他の区分は、本社費用、連結調整並びに上記報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

当第3四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年12月31日）における報告セグメントごとの実績は以下の通りです。

(単位：百万円)

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	高機能 ガラス事業	その他	合計
売上高					
外部顧客への売上高	182,507	229,592	36,685	633	449,417
セグメント間売上高	14,575	1,913	332	2,686	19,506
セグメント売上高計	197,082	231,505	37,017	3,319	468,923
ピルキントン買収に係る償却費 控除前セグメント利益	20,462	7,662	4,928	△5,629	27,423
ピルキントン買収に係る償却費	—	—	—	△1,512	△1,512
個別開示項目前営業利益	20,462	7,662	4,928	△7,141	25,911
個別開示項目	△3,525	△1,220	308	1,894	△2,543
個別開示項目後営業利益					23,368
金融費用（純額）					△11,131
持分法による投資利益					1,733
税引前四半期利益					13,970
法人所得税					△14,335
四半期損失					△365

前第3四半期連結累計期間（自 2016年4月1日 至 2016年12月31日）における報告セグメントごとの実績は以下の通りです。

(単位：百万円)

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	高機能 ガラス事業	その他	合計
売上高					
外部顧客への売上高	178,080	217,898	34,418	329	430,725
セグメント間売上高	13,009	2,328	29	4,318	19,684
セグメント売上高計	191,089	220,226	34,447	4,647	450,409
ピルキントン買収に係る償却費 控除前セグメント利益	20,738	7,816	436	△6,239	22,751
ピルキントン買収に係る償却費	—	—	—	△2,687	△2,687
個別開示項目前営業利益	20,738	7,816	436	△8,926	20,064
個別開示項目	△1,741	3,308	△423	4,280	5,424
個別開示項目後営業利益					25,488
金融費用（純額）					△13,769
持分法による投資利益					756
税引前四半期利益					12,475
法人所得税					△6,537
四半期利益					5,938

当第3四半期連結会計期間（自 2017年10月1日 至 2017年12月31日）における報告セグメントごとの実績は以下の通りです。

(単位：百万円)

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	高機能 ガラス事業	その他	合計
売上高					
外部顧客への売上高	63,210	76,499	12,550	169	152,428
セグメント間売上高	4,925	724	8	818	6,475
セグメント売上高計	68,135	77,223	12,558	987	158,903
ピルキントン買収に係る償却費 控除前セグメント利益	7,124	1,727	1,671	△1,823	8,699
ピルキントン買収に係る償却費	—	—	—	△511	△511
個別開示項目前営業利益	7,124	1,727	1,671	△2,334	8,188
個別開示項目	△2,110	△241	1,532	36	△783
個別開示項目後営業利益					7,405
金融費用（純額）					△3,498
持分法による投資利益					737
税引前四半期利益					4,644
法人所得税					△10,669
四半期損失					△6,025

前第3四半期連結会計期間（自 2016年10月1日 至 2016年12月31日）における報告セグメントごとの実績は以下の通りです。

(単位：百万円)

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	高機能 ガラス事業	その他	合計
売上高					
外部顧客への売上高	59,686	69,977	11,144	120	140,927
セグメント間売上高	4,007	1,474	13	1,932	7,426
セグメント売上高計	63,693	71,451	11,157	2,052	148,353
ピルキントン買収に係る償却費	7,321	2,566	△66	△2,780	7,041
控除前セグメント利益（△は損失）	—	—	—	△472	△472
ピルキントン買収に係る償却費	—	—	—	—	—
個別開示項目前営業利益（△は損失）	7,321	2,566	△66	△3,252	6,569
個別開示項目	△548	△383	△176	135	△972
個別開示項目後営業利益					5,597
金融費用（純額）					△4,478
持分法による投資利益					490
税引前四半期利益					1,609
法人所得税					△785
四半期利益					824

当第3四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年12月31日）における報告セグメントのネット・トレーディング・アセットと資本的支出は以下の通りです。

(単位：百万円)

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	高機能 ガラス事業	その他	合計
ネット・トレーディング・アセット	136,417	147,475	41,377	7,158	332,427
資本的支出（無形資産含む）	11,545	9,617	782	178	22,122

前第3四半期連結累計期間（自 2016年4月1日 至 2016年12月31日）における報告セグメントのネット・トレーディング・アセットと資本的支出は以下の通りです。

(単位：百万円)

	建築用 ガラス事業	自動車用 ガラス事業	高機能 ガラス事業	その他	合計
ネット・トレーディング・アセット	132,655	142,542	39,694	4,491	319,382
資本的支出（無形資産含む）	6,985	6,861	906	1,324	16,076

ネット・トレーディング・アセットは、有形固定資産、投資不動産、無形資産（企業結合に係るものを除く）、棚卸資産、未成工事支出金、売上債権及びその他の債権（金融債権を除く）、仕入債務及びその他の債務（金融債務を除く）によって構成されております。

資本的支出は有形固定資産及び無形資産の追加取得によるものです。

(f) 個別開示項目

(単位：百万円)

	当第3四半期 連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	前第3四半期 連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)
個別開示項目（収益）：		
有形固定資産等の売却による利益	2,139	7,909
ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の売却による利益	1,541	907
保険金の受取による利益	997	—
係争案件の解決による利益	190	772
事業撤退による利益	—	855
その他	105	46
	4,972	10,489
個別開示項目（費用）：		
設備休止に係る費用	△3,702	—
リストラクチャリング費用 (雇用契約の終了に係る費用を含む)	△3,285	△2,758
有形固定資産等の減損損失	△470	△1,649
係争案件の解決に係る費用	△58	△658
	△7,515	△5,065
	△2,543	5,424
(単位：百万円)		
	当第3四半期 連結会計期間 (自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)	前第3四半期 連結会計期間 (自 2016年10月1日 至 2016年12月31日)
個別開示項目（収益）：		
有形固定資産等の売却による利益	2,139	—
ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の売却による利益	—	162
係争案件の解決による利益	—	772
その他	38	22
	2,177	956
個別開示項目（費用）：		
設備休止に係る費用	△1,620	—
リストラクチャリング費用 (雇用契約の終了に係る費用を含む)	△1,067	△1,137
有形固定資産等の減損損失	△254	△345
係争案件の解決に係る費用	△19	△446
	△2,960	△1,928
	△783	△972

当第3四半期連結累計期間における有形固定資産等の売却による利益は、当年度上期に着手していた中国における高機能ガラス事業のリストラクチャリングが完了したことによって、事業用資産の処分を実施したことによるものです。

前第3四半期連結累計期間における有形固定資産等の売却による利益は、京都府京都市所在の土地及びマレーシア (Sungai Buloh) 所在の土地及び建物について、セール・アンド・リースバック取引を実施したことによるものです。

当第3四半期連結累計期間におけるジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の売却による利益は、Tianjin SYP Pilkington Glass Co., Ltd. (中国)に対する当社グループ株式持分について同社に関する合併契約を通じて処分したことによるものです。この投資の処分により受領する対価は、Tianjin SYP Glass Co., Ltd. (中国)の株式であり、当社グループの連結貸借対照表において、その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産として認識されます。このジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の売却による利益には、過年度に認識された減損損失の一部戻し入れによる利益、及びこれまで連結包括利益計算書を通じて認識されていた在外営業活動体の換算差額の累計額の組替調整による利益が含まれています。

前第3四半期連結累計期間におけるジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の売却による利益は China Glass Holdings Ltd. (中国)に対する当社グループの保有株式の一部を売却したことによるものです。この中には、これまで連結包括利益計算書を通じて認識されていた在外営業活動体の換算差額の累計額の組替調整による利益も含まれています。

当第3四半期連結累計期間における保険金の受取による利益は、2017年2月28日（現地時間）に米国イリノイ州で発生した竜巻による当社グループのオタワ工場の被災を受けて、保険金を受領したことによるものです。

当第3四半期連結累計期間及び前第3四半期連結累計期間における係争案件の解決による利益並びに係争案件の解決に係る費用は、欧州競争法違反の疑いにより欧州委員会が当社グループに対して過料を課す旨の決定を発表したことに続いて顧客である自動車メーカー数社によって行われた損害賠償請求、並びにその他の係争案件に関して発生したものです。

前第3四半期連結累計期間における事業撤退による利益は、当社グループによる中国における結晶系太陽光発電用の型板ガラス事業からの撤退に伴い発生したものです。この中には、これまで連結包括利益計算書を通じて認識されていた在外営業活動体の換算差額の累計額の組替調整による利益も含まれています。

当第3四半期連結累計期間における設備休止に係る費用は、米国イリノイ州にある当社グループのオタワ工場のフロート窯について、修繕（冷修）を当初予定より前倒しで実施する決定を行ったことに関連して発生したものです。

当第3四半期連結累計期間及び前第3四半期連結累計期間におけるリストラクチャリング費用は、従業員の雇用契約の終了に伴う費用を含んでいます。当第3四半期連結累計期間の費用は、中国における高機能ガラス事業のリストラクチャリングの他、世界各地域における多数の小規模なリストラクチャリングにおいて発生したものです。前第3四半期連結累計期間の費用は、主として欧州における建築用ガラス及び自動車用ガラス両事業、並びにベトナムにおける高機能ガラス事業のリストラクチャリングにおいて発生したものです。

当第3四半期連結累計期間における有形固定資産等の減損損失は、主として北米における自動車用ガラス事業の資産に関して発生したものです。前第3四半期連結累計期間における有形固定資産等の減損損失は、主として欧州における建築用ガラス及び自動車用ガラス両事業の資産に関して発生したものです。

(g) 金融収益及び費用

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	前第3四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)
金融収益		
利息収入	741	877
為替差益	8	44
	749	921
金融費用		
社債及び借入金の支払利息	△10,746	△13,711
非支配持分に対する非持分金融商品である 優先株式の支払配当金	△193	△178
為替差損	△9	△33
	△10,948	△13,922
時間の経過により発生した割引の戻し	△166	△161
退職給付費用		
－純利息費用	△766	△607
	△11,880	△14,690

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間 (自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)	前第3四半期連結会計期間 (自 2016年10月1日 至 2016年12月31日)
金融収益		
利息収入	306	222
為替差益	—	13
	306	235
金融費用		
社債及び借入金の支払利息	△3,428	△4,237
非支配持分に対する非持分金融商品である 優先株式の支払配当金	△66	△59
為替差損	—	5
	△3,494	△4,291
時間の経過により発生した割引の戻し	△57	△55
退職給付費用		
－純利息費用	△253	△367
	△3,804	△4,713

(h) 法人所得税

当第3四半期連結累計期間における法人所得税の負担率は、持分法による投資利益考慮前の税引前四半期利益に対して38.8%となっております（前第3四半期連結累計期間は持分法による投資利益考慮前の税引前四半期利益に対して55.8%）。

なお、当第3四半期連結累計期間の法人所得税は、2018年3月31日時点の実効税率を合理的に見積り算定しております。

上記の税金費用に加え、当第3四半期連結累計期間において米国における税制改革法が成立したことに伴い、一過性の税金費用として9,590百万円を繰延法人所得税にて計上しています。米国の現行法人税率35%が2018年より21%に引き下げられることを受けて、繰延税金資産の取り崩しを行ったことによるものです。

(i) 1株当たり利益

(a) 基本

基本的1株当たり利益は、親会社の所有者に帰属する四半期利益からA種種類株式にかかる配当金を控除した金額を、当該四半期連結累計期間の発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。A種種類株式にかかる配当金は、発行要項で定められた配当率に基づき算定されます。発行済普通株式の加重平均株式数には、当社グループが買入れて自己株式として保有している普通株式は含まれません。

	当第3四半期 連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	前第3四半期 連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益（△は損失） (百万円)	△1,693	4,614
調整：		
-A種種類株式の配当金（百万円）	△1,356	-
基本的1株当たり四半期利益の算定に用いる利益 (△は損失)（百万円）	△3,049	4,614
発行済普通株式の加重平均株式数（千株）	90,389	90,347
基本的1株当たり四半期利益（△は損失）（円）	△33.73	51.07

	当第3四半期 連結会計期間 (自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)	前第3四半期 連結会計期間 (自 2016年10月1日 至 2016年12月31日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益（△は損失） (百万円)	△6,571	373
調整：		
-A種種類株式の配当金（百万円）	△454	-
基本的1株当たり四半期利益の算定に用いる利益 (△は損失)（百万円）	△7,025	373
発行済普通株式の加重平均株式数（千株）	90,402	90,350
基本的1株当たり四半期利益（△は損失）（円）	△77.71	4.13

(注) 2016年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しています。前連結会計年度（2017年3月期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「基本的1株当たり四半期利益（△は損失）」を算定しています。

(b) 希薄化後

希薄化後 1 株当たり利益は、すべての希薄化効果のある潜在的普通株式が転換されたと仮定して、当期利益と発行済普通株式の加重平均株式を調整することにより算定しております。当社グループには、ストック・オプションの行使、及びA種種類株式に付与された普通株式を対価とする取得請求権の行使による潜在的普通株式が存在します。ストック・オプションについては、付与された未行使のストック・オプションの権利行使価額に基づき、公正価値（当社株式の当期の平均株価によって算定）で取得されうる株式数を控除したうえで、オプションの行使によって発行されうる株式数を算定します。A種種類株式については、A種種類株式の保有者にとって最も有利な条件での普通株式への転換を仮定して、発行されうる株式数を算定します。A種種類株式の普通株式への転換は、2022年7月1日以降に普通株式を対価とする取得請求権が行使される場合に適用される係数を使用したうえで、希薄化効果を有する場合には、希薄化後 1 株当たり利益の算定に含めております。

	当第3四半期 連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	前第3四半期 連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)
利益		
親会社の所有者に帰属する四半期利益（△は損失） (百万円)	△1,693	4,614
調整：		
- A種種類株式の配当金（百万円）	△1,356	-
希薄化後 1 株当たり四半期利益の算定に 用いる利益（△は損失）（百万円）	△3,049	4,614
 普通株式の加重平均株式数		
発行済普通株式の加重平均株式数（千株）	90,389	90,347
調整：		
- ストック・オプション（千株）	-	447
 希薄化後 1 株当たり四半期利益の算定に 用いる普通株式の加重平均株式数（千株）	90,389	90,794
希薄化後 1 株当たり四半期利益（△は損失）（円）	△33.73	50.82
 利益		
親会社の所有者に帰属する四半期利益（△は損失） (百万円)	△6,571	373
調整：		
- A種種類株式の配当金（百万円）	△454	-
希薄化後 1 株当たり四半期利益の算定に 用いる利益（△は損失）（百万円）	△7,025	373
 普通株式の加重平均株式数		
発行済普通株式の加重平均株式数（千株）	90,402	90,350
調整：		
- ストック・オプション（千株）	-	169
 希薄化後 1 株当たり四半期利益の算定に 用いる普通株式の加重平均株式数（千株）	90,402	90,519
希薄化後 1 株当たり四半期利益（△は損失）（円）	△77.71	4.12

(注) 当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間においては、ストック・オプション及びA種種類株式の転換が1株当たり四半期損失を減少させるため、潜在株式は希薄化効果を有しておりません。

2016年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しています。前連結会計年度（2017年3月期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「希薄化後 1 株当たり四半期利益（△は損失）」を算定しています。

(j) 為替レート

主要な通貨の為替レートは以下の通りです。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		前第3四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)		
	平均レート	期末日レート	平均レート	期末日レート	平均レート	期末日レート
英ポンド	146	152	142	139	142	144
米ドル	111	113	108	111	107	117
ユーロ	128	136	119	119	118	122

(k) 営業活動によるキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	当第3四半期 連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	前第3四半期 連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)
四半期利益（△は損失）	△365	5,938
調整項目：		
法人所得税	14,335	6,537
減価償却費（有形固定資産）	21,003	19,896
償却費（無形資産）	3,111	4,307
減損損失	583	1,754
減損損失の戻入益	△72	△94
有形固定資産売却益	△2,221	△8,164
事業撤退による利益	—	△855
ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の売却による利益	△1,541	△907
繰延収益の増減	△603	△352
金融収益	△749	△921
金融費用	11,880	14,690
持分法による投資利益	△1,733	△756
その他	△1,153	△1,034
引当金及び運転資本の増減考慮前の営業活動によるキャッシュ・フロー	42,475	40,039
引当金及び退職給付に係る負債の増減	△9,241	△9,121
運転資本の増減：		
一棚卸資産の増減	△2,727	△3,557
未成工事支出金の増減	△96	△108
売上債権及びその他の債権の増減	△1,851	3,230
仕入債務及びその他の債務の増減	△9,195	△7,585
運転資本の増減	△13,869	△8,020
営業活動による現金生成額	19,365	22,898

(1) 現金及び現金同等物

(単位：百万円)

	当第3四半期 連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	前第3四半期 連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)
現金及び現金同等物	84,920	55,074
銀行当座借越	△5,112	△8,912
現金及び現金同等物の期首残高	79,808	46,162
現金及び現金同等物	51,888	57,702
銀行当座借越	△5,396	△6,072
現金及び現金同等物の四半期末残高	46,492	51,630

(m) 公正価値測定

経常的に公正価値で測定される資産及び負債に関する公正価値ヒエラルキー

レベル1：同一の金融資産及び負債について、活発な市場における（未調整の）市場価格があれば、当該市場価格

レベル2：直接的又は間接的に観察可能な、レベル1に含まれる市場価格以外のインプット

レベル3：市場価格に基づかない、観察不能なインプット

当第3四半期連結会計期間末（2017年12月31日）

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資不動産				
賃貸不動産	—	—	580	580
	—	—	580	580
その他の包括利益を通じて 公正価値を測定する金融資産				
英國国債	2,433	—	—	2,433
上場株式	12,799	—	—	12,799
非上場株式	—	—	3,812	3,812
その他の債券	317	—	—	317
その他	—	—	246	246
	15,549	—	4,058	19,607
デリバティブ金融資産				
金利スワップ	—	333	—	333
為替予約	—	269	—	269
商品スワップ	—	689	—	689
	—	1,291	—	1,291
デリバティブ金融負債				
金利スワップ	—	790	—	790
為替予約	—	881	—	881
商品スワップ	—	770	—	770
	—	2,441	—	2,441

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資不動産				
賃貸不動産	—	—	523	523
	—	—	523	523
その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産				
英國国債	2,968	—	—	2,968
上場株式	20,882	—	—	20,882
非上場株式	—	—	2,794	2,794
その他の債券	277	—	—	277
その他	—	—	219	219
	24,127	—	3,013	27,140
デリバティブ金融資産				
金利スワップ	—	196	—	196
為替予約	—	766	—	766
商品スワップ	—	249	—	249
	—	1,211	—	1,211
デリバティブ金融負債				
金利スワップ	—	966	—	966
為替予約	—	183	—	183
商品スワップ	—	1,839	—	1,839
	—	2,988	—	2,988

当第3四半期連結累計期間において、公正価値ヒエラルキーのレベル間の資産または負債の振替はありません。

レベル2の金融資産及び金融負債は、デリバティブ金融資産及びデリバティブ金融負債です。デリバティブ金融資産及び金融負債の公正価値は、取引先金融機関等から提示された価格や期末日現在の市場価格に基づき算定しております。

レベル3の資産は、主として投資不動産及び非上場株式です。投資不動産は、将来の予想賃料収益に基づく評価又は直近に入手した外部専門家による鑑定評価を参照して、公正価値を算定しております。非上場株式は、売買目的以外のものであり、純資産額や将来予想キャッシュ・フロー等を使用した評価技法を用いて公正価値を算定しております。レベル3の資産の公正価値は、様々な要因により変動します。投資不動産の公正価値に影響を与える主要な要因は、投資不動産が所在する市場における賃料相場や不動産価格の変動です。非上場株式の公正価値に影響を与える主要な要因は、これらが主として日本の事業会社によって発行された株式であるため、日本経済に関する成長予測です。

公正価値ヒエラルキーにおいてレベル3に区分されたその他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産の調整表は、以下の通りです。

	(単位：百万円)	
	当第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	前第3四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年12月31日)
4月1日現在	3,013	14,931
持分法で会計処理される投資からの振替	980	—
処分	△2	△0
連結包括利益計算書で認識された評価損益	△2	△9,369
売却目的で保有する資産への振替	—	△1,733
為替換算差額	69	△799
12月31日現在	4,058	3,030

前第3四半期連結累計期間における連結包括利益計算書で認識された評価損益は、その他の包括利益を通じて公正価値を測定する金融資産に分類されていた当社グループのメキシコ及びイスイスにおける投資について、回収可能価額が変動したことによるものです。

社債及び借入金の公正価値

当社グループの非流動の社債及び借入金の帳簿価額と公正価値は、以下の通りです。

	当第3四半期連結会計期間末 (2017年12月31日)		前連結会計年度末 (2017年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
銀行借入金	265,082	245,254	298,480	270,919
社債及びその他の借入金	5,220	5,067	15,164	14,609
リース債務	50	50	60	60
非支配持分に対する非持分 金融商品である優先株式	5,084	5,084	4,277	4,277
	275,436	255,455	317,981	289,865

当社グループでは、上の表に記載されたもの以外の資産及び負債の公正価値は、連結貸借対照表の帳簿価額に近似すると考えております。

(n) 重要な後発事象

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年2月6日

日本板硝子株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 功樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 隆之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 馬野 隆一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本板硝子株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2017年10月1日から2017年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2017年4月1日から2017年12月31日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結貸借対照表、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、日本板硝子株式会社及び連結子会社の2017年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月6日
【会社名】	日本板硝子株式会社
【英訳名】	Nippon Sheet Glass Company, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役代表執行役社長兼CEO 森 重樹
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役代表執行役副社長兼CFO 諸岡 賢一
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役代表執行役社長兼CEO森 重樹及び当社最高財務責任者である取締役代表執行役副社長兼CFO諸岡 賢一は、当社の第152期第3四半期（自平成29年10月1日 至平成29年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。